

令和元年12月6日提出

令和元年12月市議会定例会議案

白 河 市

議案第119号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第5号 令和元年度白河市一般会計補正予算（第3号）

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第120号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第6号 令和元年度白河市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第121号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第7号 令和元年度白河市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第122号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第8号 令和元年度白河市個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第123号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第9号 令和元年度白河市水道事業会計補正予算（第2号）

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

白河市老人福祉センター条例（平成 1 7 年白河市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 会議室等使用料

利用時間	使用料（1 室につき）
午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで	3 3 0 円
午後 0 時 3 0 分から午後 5 時まで	3 3 0 円
午前 9 時から午後 5 時まで	6 6 0 円
上記以外の時間 1 時間につき	5 5 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の 1 の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年 1 2 月 6 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市大信農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

白河市大信農村環境改善センター条例（平成 1 7 年白河市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

利用区分	使用料（1 時間につき）			
	4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで		1 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	
	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
大集会室	8 8 0 円	1, 1 7 0 円	1, 1 7 0 円	1, 4 8 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年 1 2 月 6 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市産業プラザ条例の一部を改正する条例

白河市産業プラザ条例(平成22年白河市条例第38号)の一部を次のように改正する。
別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 起業支援室使用料

施設区分	利用単位	使用料
起業支援室A・B	1室1月	29,630円

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 人材育成センター使用料

施設	利用区分	使用料(1時間につき)	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
講堂		800円	1,440円
研修室		570円	900円
IT研修室		350円	500円
教室(第1・第2)		350円	500円
調理実習室		430円	600円
和室(第1・第2)		570円	900円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の白河市産業プラザ条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の1の表の規定は、この条例の施行の日以後に納付するものとされた使用料又は利用料金について適用し、同日前に納付するものとされた使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 改正後の条例別表の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市白河関の森公園条例の一部を改正する条例

白河市白河関の森公園条例（平成21年白河市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 自然活用総合管理施設

施設の種類	使用料（1平方メートルにつき）
多目的ホール	月額110円
レストラン部分	

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 白河都市農村交流センター

施設の種類	区分	使用料	
		一般	高校生以下
和室及び調理実習室	午前9時から午後5時まで（1時間につき）	350円	170円
和室、調理実習室及び浴室	午後5時から午後9時まで（1時間につき）	710円	600円
	宿泊して利用する場合 正午から翌日の正午まで （1人1泊につき）	1,810円	1,210円

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 白河相撲道場

区分	使用料	
	一般	高校生以下
午前9時から午後5時まで（1時間につき）	350円	170円
宿泊して利用する場合 正午から翌日の正午まで（1人1泊につき）	1,810円	1,210円

別表第2の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 水車小屋

区分	使用料
午前9時から午後5時まで	大人 1人につき110円
	中学生及び高校生 1人につき50円

別表第2の5の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 農畜産物処理加工施設

区分	使用料
午前9時から午後5時まで（1時間につき）	350円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市南湖公園翠楽苑条例の一部を改正する条例

白河市南湖公園翠楽苑条例（平成17年白河市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条、第17条関係）

券種	区別	入園料の額（1人につき）
入園券	大人	350円
	中学生及び高校生	170円

別表第1備考中「100円」を「110円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条、第17条関係）

施設名		利用時間	使用料	
松楽亭	常盤の間 錦の間	（1時間につき） 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで 午後5時から午後9時まで	1,610円	
		午前9時から午後4時まで	9,680円	
		午後1時から午後9時まで	10,890円	
		午前9時から午後9時まで	15,730円	
		（1時間につき） 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで 午後5時から午後9時まで	800円	
	松風の間	午前9時から午後4時まで	4,840円	
		午後1時から午後9時まで	5,320円	
		午前9時から午後9時まで	7,740円	
		秋水庵	（1時間につき） 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで 午後5時から午後9時まで	2,420円
			午前9時から午後4時まで	14,520円
午後1時から午後9時まで	15,960円			
午前9時から午後9時まで	23,220円			
野点広場	（1時間につき） 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで		800円	
	午前9時から午後4時まで		4,840円	

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る入園料及び使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る入園料及び使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

白河市立学校施設の開放に関する条例（平成26年白河市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	使用料
体育館	1時間につき 300円
校庭	無料 照明設備を利用する場合は、1時間につき 300円
特別教室	1室1時間につき 170円
表郷小学校プール	1人1回使用2時間以内 大人 110円 中学生及び高校生 50円 小学生以下 無料

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市立図書館条例の一部を改正する条例

白河市立図書館条例（平成22年白河市条例第40号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

利用施設	利用区分	利用者	入場料の徴収の有無	使用料（1室1時間当たり）
小会議室（1・2・3）	市内		入場料を徴収しない場合	570円
			入場料を徴収する場合	1,140円
	その他		入場料を徴収しない場合	1,710円
			入場料を徴収する場合	2,280円
中会議室（1・2・3）	市内		入場料を徴収しない場合	1,140円
			入場料を徴収する場合	2,280円
	その他		入場料を徴収しない場合	2,280円
			入場料を徴収する場合	4,560円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市公民館条例の一部を改正する条例

白河市公民館条例（平成17年白河市条例第167号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 白河市中心公民館施設使用料

施設	使用料（1時間につき）
大集会室	480円
料理講習室	350円
大広間	480円
控室	110円
第1講習室	230円
第2講習室	230円
第3講習室	110円
婦人ホーム	110円
青年ホーム	110円
視聴覚室	230円

別表第2の1の表備考2中「250円」を「270円」に、「100円」を「110円」に改める。

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 白河市表郷公民館施設使用料

施設	使用料（1時間につき）
集会室	480円
第1研修室	350円
第2研修室	230円
音楽室	230円
創作室	230円
トレーニング室	350円
第1和室	230円
第2和室	110円

別表第2の2の表備考2中「250円」を「270円」に、「100円」を「110円」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 白河市大信公民館施設使用料

施設	使用料（1時間につき）
ホール	480円
第1研修室	110円
第2研修室	350円

第1和室	110円
第2和室	350円
調理実習室	350円

別表第2の3の表備考2中「250円」を「270円」に、「100円」を「110円」に改める。

別表第2の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 白河市東公民館施設使用料

施設	使用料（1時間につき）
大広間	480円
和室	230円
大会議室	350円
小会議室	110円
憩いの広間	230円

別表第2の4の表備考2中「250円」を「270円」に、「100円」を「110円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市東文化センター条例の一部を改正する条例

白河市東文化センター条例（平成17年白河市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表の1の第1号の表を次のように改める。

(1) 基本使用料

利用区分	昼間 (午前9時から午後5時まで) 1時間当たり	夜間 (午後5時から午後10時まで) 1時間当たり	全日 (午前9時から午後10時まで)
利用施設			
ホール	2,530円	3,790円	32,940円
エントランスホール	620円	750円	8,230円
練習室	620円	750円	8,230円

別表の2の表及び別表の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 冷暖房使用料

利用施設	使用料の額（1時間当たり）
ホール	2,530円
エントランスホール	620円
練習室	240円

3 附属設備使用料

設備名	設備の別	利用単位	使用料の額
照明設備	ホール照明	一式	2,290円
音響設備	ホール拡声装置	一式	2,290円
	CDプレーヤー	一式	570円
	MDプレーヤー	一式	570円
	LDプレーヤー	一式	570円
	カセットデッキ	一式	570円
	ビデオプロジェクター	一式	570円
	ビデオデッキ	一式	570円
	ビデオデッキ(録画操作含む。)	一式	1,140円
その他の設備	映写機	一式	3,450円
	グランドピアノ	一式	2,290円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る

使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 133 号

中山義秀記念文学館条例の一部を改正する条例

中山義秀記念文学館条例（平成 17 年白河市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		入館料（1 人 1 回につき）		
		個人	団体	摘要
常設展	大人（高校生以上）	220 円	160 円	団体は、20 人以上とする。
	小人（小・中学生）	110 円	50 円	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 6 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第134号

白河市たいしんふれあいセンター条例の一部を改正する条例

白河市たいしんふれあいセンター条例（平成17年白河市条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設（備品）名	数量等	使用料
管理棟	1団体 1時間	220円
屋外炊事場	1団体	570円
バーベキュー鉄板	1枚	220円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市運動公園条例の一部を改正する条例

白河市運動公園条例(平成17年白河市条例第177号)の一部を次のように改正する。
別表第4の1の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 市民プール

利用区分		使用料
専用(50メートルプール、1コース1時間につき)		550円
個人(午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時まで、3時間につき)	一般	220円
	高校生	110円
	小学生及び中学生	50円
	幼児	無料

別表第4の1の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 陸上競技場

ア 施設使用料

利用区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
専用 入場料を徴収する場合	1日につき最高入場料の200人分	
	一般	1時間につき 1,450円
	高校生以下	1時間につき 720円
個人 一般	1時間につき 110円	1時間につき 220円
	高校生以下	1時間につき 50円

イ 附属施設使用料

利用区分	使用料(1時間につき)	
管理棟1階会議室	600円	
管理棟2階観覧室	全室	1,210円
	半室	600円

別表第4の1の第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 多目的グラウンド

ア 施設使用料

利用区分	使用料(1時間につき)	
全面	一般	330円
	高校生以下	160円
半面	一般	160円
	高校生以下	70円

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料(30分につき)	
照明	全灯	3,920円
	半灯	1,960円

別表第4の1の第4号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) テニスコート

利用区分（1コートにつき）		使用料（1時間につき）
コート	一般	440円
	高校生以下	220円
照明		670円

別表第4の1の第5号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(5) 中央体育館

ア 施設使用料

利用区分			使用料（1時間につき）							
			午前6時から 午前9時まで		午前9時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時まで		午後9時から 午前6時まで	
			平日	特定日	平日	特定日	平日	特定日	平日	特定日
専用 入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツを目的とする行事であるとき	一般	1,940円	2,530円	1,560円	2,030円	2,350円	3,040円	3,130円	4,070円
		高校生以下	970円	1,260円	780円	1,010円	1,170円	1,520円	1,560円	2,030円
	その他の行事であるとき	営利	16,530円	21,480円	13,230円	17,190円	19,840円	25,790円	26,460円	34,390円
		非営利	7,260円	9,430円	5,810円	7,550円	8,710円	11,320円	11,620円	15,110円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツを目的とする行事であるとき	全面利用 一般	970円	1,260円	780円	1,010円	1,170円	1,520円	1,560円	2,030円
		全面利用 高校生以下	480円	620円	390円	500円	580円	760円	780円	1,010円
	一部利用	一般	480円	620円	390円	500円	580円	760円	780円	1,010円
		高校生以下	230円	310円	180円	240円	290円	380円	390円	500円
その他の行事であるとき			3,610円	4,690円	2,900円	3,760円	4,340円	5,640円	5,800円	7,530円
個人	一般		—		110円	110円	160円	160円	—	
	高校生以下		—		50円	50円	70円	70円	—	

イ 附属施設等使用料

利用区分		使用料
トレーニング室		1時間につき 1人 220円
会議室		1時間につき 1室 220円
放送設備		1時間につき 570円
電光掲示板		1時間につき 1組 570円
暖房	会議室	1時間につき 1室 570円
	観覧席	1時間につき 4, 340円
冷房	会議室	1時間につき 1室 270円
シャワー		1時間につき 570円
折り畳みいす		1日につき 1脚 10円

ウ 電気使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
主競技場	全灯	2, 010円
	半灯	1, 340円
	一部灯	670円
観覧席		670円
ステージ（控室を含む。）		350円
特殊電源装置		570円

別表第4の1の第6号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(6) 国体記念体育館

ア 施設使用料

利用区分			使用料（1時間につき）			
			午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
専用	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である とき	一般	690円	550円	720円	830円
		高校生 以下	340円	270円	350円	410円
	その他の行事であるとき	2, 580円	2, 070円	2, 680円	3, 100円	
個人	一般	—	110円	160円	—	
	高校生以下	—	50円	70円	—	

イ 附属施設等使用料

利用区分	使用料（1時間につき）
会議室	220円
放送設備	260円
暖房（会議室）	570円

ウ 電気使用料

利用区分	使用料（1時間につき）	
主競技場	全灯	1,340円
	半灯	670円

別表第4の1の第7号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(7) スポーツプラザ

利用区分			使用料（1時間につき）	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
フットサルコート（休憩室を含む。）	専用	一般	1面 6,050円	1面 7,260円
		高校生以下	1面 3,020円	1面 3,630円
	個人	一般	1人 600円	1人 710円
		高校生以下	1人 300円	1人 350円
エクササイズルーム	専用		1室 2,420円	
	個人		1人 230円	
会議室			1室 600円	
キッズルーム			無料	—

別表第4の2の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 多目的グラウンド

利用区分	使用料（1時間につき）	
全面	一般	330円
	高校生以下	160円
半面	一般	160円
	高校生以下	70円

別表第4の2の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) ブルースタジアム

ア 施設使用料

利用区分	使用料	
入場料を徴収する場合	1日につき最高入場料の200人分	
入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき 670円
	高校生以下	1時間につき 330円

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料（1時間につき）
放送設備	220円

別表第4の2の第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) グリーンスタジアム

ア 施設使用料

利用区分		使用料
入場料を徴収する場合		1日につき最高入場料の200人分
入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき 670円
	高校生以下	1時間につき 330円

イ 附属設備使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
放送設備		220円
照明	全灯	11,200円
	半灯	7,840円

別表第4の2の第4号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) テニスコート

利用区分（1コートにつき）		使用料（1時間につき）
コート	一般	440円
	高校生以下	220円
照明		670円

別表第4の3の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 表郷天狗山球場

ア 施設使用料

利用区分		使用料
入場料を徴収する場合		1日につき最高入場料の200人分
入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき 670円
	高校生以下	1時間につき 330円

イ 附属設備使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
放送設備		220円

別表第4の3の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 表郷球場

ア 施設使用料

利用区分		使用料
入場料を徴収する場合		1日につき最高入場料の200人分
入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき 440円
	高校生以下	1時間につき 220円

イ 附属設備使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
放送設備		220円
照明	全灯	3,690円
	半灯	1,840円

別表第4の3の第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 表郷体育館

ア 施設使用料

利用区分			使用料（1時間につき）			
			午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
専用	アマチュア	一般	690円	550円	720円	830円
	スポーツを 目的とする 行事である とき	高校生	340円	270円	350円	410円
		以下				
	その他の行事であるとき		2,580円	2,070円	2,680円	3,100円
個人	一般		—	110円	160円	—
	高校生以下		—	50円	70円	—

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料（1時間につき）
放送設備	260円

ウ 電気使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
主競技場	全灯	440円
	半灯	220円

別表第4の3の第4号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 多目的グラウンド

ア 施設使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
全面	一般	330円
	高校生以下	160円
半面	一般	160円
	高校生以下	70円

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料（30分につき）
照明	670円

別表第4の4の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 市民プール

利用区分	使用料（1人3時間につき）	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
一般	220円	220円
高校生	110円	110円

小学生及び中学生	50円	50円
幼児	無料	無料

別表第4の4の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 多目的グラウンド

利用区分		使用料（1時間につき）
全面	一般	330円
	高校生以下	160円
半面	一般	160円
	高校生以下	70円

別表第4の4の第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 大信球場

ア 施設使用料

利用区分		使用料
入場料を徴収する場合		1日につき最高入場料の200人分
入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき 440円
	高校生以下	1時間につき 220円

イ 附属設備使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
放送設備		220円
照明	全灯	3,690円
	半灯	1,840円

別表第4の4の第4号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) テニスコート

利用区分（1コートにつき）		使用料（1時間につき）
コート	一般	440円
	高校生以下	220円
照明		670円

別表第4の4の第5号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(5) トレーニングセンター

ア 施設使用料

利用区分			使用料（1時間につき）			
			午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
専用	アマチュア	一般	690円	550円	720円	830円
	スポーツを 目的とする 行事である とき	高校生 以下	340円	270円	350円	410円
		その他の行事である とき	2,580円	2,070円	2,680円	3,100円

個人	一般	—	110円	160円	—
	高校生以下	—	50円	70円	—

イ 電気使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
主競技場	全灯	550円
	半灯	270円

別表第4の5の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 市民プール

利用区分	使用料（1人3時間につき）	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
一般	220円	220円
高校生	110円	110円
小学生及び中学生	50円	50円
幼児	無料	無料

別表第4の5の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 多目的グラウンド

ア 施設使用料

利用区分		使用料（1時間につき）
全面	一般	670円
	高校生以下	330円
半面	一般	330円
	高校生以下	160円
4分の1面	一般	160円
	高校生以下	70円

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料（30分につき）
照明	1,230円

別表第4の5の第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) テニスコート

利用区分（1コートにつき）		使用料（1時間につき）
コート	一般	440円
	高校生以下	220円
照明		670円

別表第4の5の第4号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 東体育館

ア 施設使用料

利用区分	使用料（1時間につき）			
	午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで

専用	アマチュア	一般	690円	550円	720円	830円
	スポーツを 目的とする 行事である とき	高校生	340円	270円	350円	410円
		以下				
	その他の行事であるとき		2,580円	2,070円	2,680円	3,100円
個人	一般		—	110円	160円	—
	高校生以下		—	50円	70円	—

イ 附属設備使用料

利用区分	使用料（1時間につき）
放送設備	260円

ウ 電気使用料

利用区分	使用料（1時間につき）	
主競技場	全灯	610円
	半灯	300円

別表第4の5の第5号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(5) 弓道場

利用区分	使用料（1人3時間につき）
一般	220円
高校生	110円
中学生以下	50円

別表第4の5の第6号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(6) バーベキューハウス

利用区分	使用料	
バーベキューハウス（屋根付き）	市内 1日につき 1炉	570円
	市外 1日につき 1炉	1,370円
U字溝（野外）	市内 1日につき 1炉	330円
	市外 1日につき 1炉	1,140円

別表第4の5の第7号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(7) キャンプ場

利用区分	使用料	
施設使用料	市内 1晩につき テントサイト1箇所	330円
	市外 1晩につき テントサイト1箇所	1,370円
テント	市内 1晩につき 1張	910円
	市外 1晩につき 1張	2,530円
炊事場のみ	市内 1回	330円
	市外 1回	1,370円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市武道館条例の一部を改正する条例

白河市武道館条例（平成 1 7 年白河市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

利用区分		使用料（1 時間につき）	
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
専用	一般	5 5 0 円	7 2 0 円
	高校生以下	2 7 0 円	3 5 0 円
個人	一般	1 1 0 円	1 6 0 円
	高校生以下	5 0 円	7 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年 1 2 月 6 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市小田川市民センター条例の一部を改正する条例

白河市小田川市民センター条例（平成17年白河市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条、第17条関係）

利用区分		基本使用料（1時間につき）		全日
		午前8時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
集会室	一般	350円	710円	4,930円
	中学生以下	170円	600円	3,160円
会議室	一般	300円	600円	4,200円
	中学生以下	170円	600円	3,160円
競技場	一般	600円	1,210円	8,430円
	中学生以下	230円	1,210円	5,470円
競技場の個人利用	一般	40円	50円	470円
	中学生以下		30円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市サンフレッシュ白河条例の一部を改正する条例

白河市サンフレッシュ白河条例（平成17年白河市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 サンフレッシュ白河使用料

利用区分	使用料				
	1時間につき		全日等		
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
施設					
小会議室	410円	540円	2,740円	3,030円	4,040円
会議研修室	620円	920円	4,170円	4,960円	6,450円
音楽スタジオ	820円	1,230円	5,500円	6,550円	8,540円
多目的ホール	530円	770円	3,580円	4,160円	5,470円
多目的ホールの個人使用	1回2時間につき 110円				

別表の2の表を次のように改める。

2 特殊器具及び設備使用料

種別		利用単位	使用料
ビデオデッキ		1時間につき	1台 230円
放送設備		1時間につき	1式 230円
音楽スタジオ	ピアノ	1時間につき	1台 480円
	アンプ・スピーカー	1時間につき	1式 230円
	ミキサー・録音機器	1時間につき	1式 230円
	カラオケセット	1時間につき	1式 600円
電気器具持込み		1時間につき	230円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市市民体育館条例の一部を改正する条例

白河市市民体育館条例（平成 17 年白河市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

利用区分			使用料（1 時間につき）	
			午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
専用	全面利用	一般	550 円	720 円
		高校生以下	270 円	350 円
	片面利用	一般	270 円	360 円
		高校生以下	130 円	170 円
個人	一般	110 円	160 円	
	高校生以下	50 円	70 円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年 12 月 6 日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市多目的研修センター条例の一部を改正する条例

白河市多目的研修センター条例（平成17年白河市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

利用区分			使用料		
			1時間につき		全日
			午前8時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
白坂多目的研修センター	小研修室		140円	310円	
	大研修室				
	調理実習室				
	軽運動場	団体一般	600円	1,210円	8,430円
		使用 中学生以下		1,210円	3,630円
	個人一般	40円	50円	470円	
	使用 中学生以下		30円		
表郷多目的研修センター	生活農事研修室		140円	310円	
	小研修室				
	調理実習室				
	多目的ホール		290円	660円	
東多目的研修センター	大会議室		140円	310円	
	調理実習室				
	多目的ホール	団体一般	600円	1,210円	8,430円
		使用 中学生以下		1,210円	3,630円
		個人一般	40円	50円	470円
使用 中学生以下			30円		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市農林漁業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例

白河市農林漁業者等健康増進施設条例（平成 1 7 年白河市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

利用区分		使用料		
		1 時間につき		全日
		午前 8 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時から午後 9 時まで
団体使用	一般	6 0 0 円	1, 2 1 0 円	8, 4 3 0 円
	中学生以下		1, 2 1 0 円	3, 6 3 0 円
個人使用	一般	4 0 円	5 0 円	4 7 0 円
	中学生以下		3 0 円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年 1 2 月 6 日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する 条例

白河市農村集落多目的共同利用施設条例（平成17年白河市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

利用区分			使用料		
			1時間につき		全日
			午前8時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
生活改善研修室			140円	310円	
農事研修室					
多目的ホール	団体 使用	一般	600円	1,210円	8,430円
		中学生以下		1,210円	3,630円
	個人 使用	一般	40円	50円	470円
		中学生以下		30円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例の一部を改正する条例

白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例（平成27年白河市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ビジターセンター

施設名等	利用単位	使用料		利用時間
ひじりの場（研修室）	1室1時間につき	市民	330円	午前9時から午後5時まで
		その他の者	660円	
ふどうの場（研修室）	1室1時間につき	市民	330円	
		その他の者	660円	
こもれば（読書室）	1室1時間につき	市民	330円	
		その他の者	660円	
ホワイエ	1室1時間につき	市民	1,100円	
		その他の者	2,200円	
ボルダリング・ロープクライミング	1人2時間につき	大人	220円	
		小人	110円	
ボルダリング用シューズ	1人2時間につき	大人	220円	
		小人	110円	
シャワー	1人10分につき		150円	

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 キャンプ場

施設名等	利用単位	使用料		利用時間	
施設整備費	1人1日又は1人1夜	市民	大人	220円	
			小人	110円	
		その他の者	幼児	無料	
			大人	440円	
		小人	220円		
		幼児	無料		
テントサイト	1箇所1夜		600円	正午から翌日の正午まで	
バンガロー（Aタイプ）	1棟1夜		3,500円	午後2時から翌日の午前10時まで	
	1棟日帰り		2,400円	午前9時から午後5時まで	
バンガロー（Bタイプ）	1棟1夜		7,100円	午後2時から翌日の午前10時まで	
	1棟日帰り		4,700円	午前9時から午後5時まで	

布団セット	1式1夜	900円	午後2時から翌日の午前10時まで
シーツ	1枚1夜	250円	午後2時から翌日の午前10時まで
炊飯用鍋	1個1日	200円	正午から翌日の正午まで
焼肉鉄板	1個1日	200円	正午から翌日の正午まで
薪	一束	250円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金及び利用時間について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金及び利用時間については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第144号

白河市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

白河市行政財産使用料条例（平成17年白河市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考2及び備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

白河市公設地方卸売市場条例（平成 1 7 年白河市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 1 条関係）

種類		単位	使用料の額	
			青果部	水産物部
売場使用料	卸売業者	1 月につき	卸売金額の 1, 0 0 0 分の 3 に相当する金額	卸売金額の 1, 0 0 0 分の 3 に相当する金額
	仲卸業者	1 月につき	第 2 7 条の 2 ただし書の規定に基づき買い入れた生鮮食料品等の売上金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の 1, 0 0 0 分の 3 に相当する金額	第 2 7 条の 2 ただし書の規定に基づき買い入れた生鮮食料品等の売上金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の 1, 0 0 0 分の 3 に相当する金額
冷蔵庫使用料（発電施設を含む。）		1 平方メートルにつき	月額 4 1 8 円	月額 5 2 8 円
冷凍庫使用料		1 平方メートルにつき		月額 1, 7 6 0 円
管理事務所使用料		1 平方メートルにつき	月額 9 2 円	月額 1 8 5 円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき	月額 1 6 5 円	
加工場使用料		1 平方メートルにつき		月額 2 7 1 円
関連商品売場使用料		1 平方メートルにつき	月額 5 9 4 円	月額 5 9 4 円
保管料		1 平方メートルにつき	月額 5 5 円	月額 5 5 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の市場施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の市場施設の利用に係る使用料については、なお従

前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館条例
の一部を改正する条例

白河市きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館条例（平成17年白河市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表の1の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 入場料

区分		午前9時30分から午後5時までの入場者	午後5時以降の入場者
入浴及び休息	一般（中学生以上）	1,350円	720円
	子供（小学生）	830円	410円
	幼児（小学生未満）	無料	無料
入浴のみ	一般（中学生以上）	510円	510円
	子供（小学生）	300円	300円
	幼児（小学生未満）	無料	無料

別表の1の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個室使用料（日帰り1部屋当たり）

区分	金額
午前9時30分から正午まで	3,300円
午前9時30分から午後4時まで	5,500円
正午から午後4時まで	3,300円
午後4時以降	5,500円

別表の2の第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 和室（1泊1部屋1人当たり）

区分	金額
1人で利用の場合	9,900円
2人～3人で利用の場合	8,800円
4人～5人で利用の場合	7,700円
6人以上で利用の場合	6,600円

別表の2の第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) コテージ

区分	金額
1コテージ1泊当たり	38,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市白河駅前イベント広場条例の一部を改正する条例

白河市白河駅前イベント広場条例（平成 2 4 年白河市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

利用者	区分	使用料（1 時間当たり）
市内	営利を目的としない場合	7 9 0 円
	営利を目的とする場合	2, 3 7 0 円
その他	営利を目的としない場合	1, 5 8 0 円
	営利を目的とする場合	4, 7 4 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年 1 2 月 6 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第148号

白河市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

白河市道路占用料徴収条例（平成17年白河市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

白河市河川流水占用料等徴収条例（平成17年白河市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白河市河川流水占用料等徴収条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の占用の許可及び登録に係る流水占用料並びに占用の許可に係る土地占用料について適用し、同日前の占用の許可及び登録に係る流水占用料並びに占用の許可に係る土地占用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条第3項の規定は、施行日以後の土石等の採取の許可に係る土石採取料その他の河川産出物採取料について適用し、同日前の土石等の採取の許可に係る土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第150号

白河市公共物管理条例の一部を改正する条例

白河市公共物管理条例（平成17年白河市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料及び産出物の採取の許可に係る産出物採取料について適用し、同日前の占用の許可に係る占用料及び産出物の採取の許可に係る産出物採取料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市都市公園条例の一部を改正する条例

白河市都市公園条例(平成17年白河市条例第143号)の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表備考及び別表第2の2の表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき 1日	1,100円
業として行う貸しボート	1隻につき 1年	650円
業として行う写真撮影	1台につき 1日	1,100円
業として行う映画撮影	1台につき 1日	13,200円
興行	1平方メートルにつき 1日	20円
競技会、展示会、博覧会等	1平方メートルにつき 1日	20円

別表第2の3の表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の第10条の許可に係る使用料について適用し、同日前の第10条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市白河文化交流館条例の一部を改正する条例

白河市白河文化交流館条例（平成26年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホールに係る料金

施設名	利用区分	料金				
		午前	午後	夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大ホール	入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	27,500円	36,200円	45,000円	108,700円
		土曜日、日曜日及び休日	30,700円	40,600円	53,800円	125,100円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	33,000円	43,400円	54,000円	130,400円
		土曜日、日曜日及び休日	36,800円	48,700円	64,500円	150,000円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	41,200円	54,300円	67,500円	163,000円
		土曜日、日曜日及び休日	46,000円	60,900円	80,700円	187,600円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	55,000円	72,400円	90,000円	217,400円
		土曜日、日曜日及び休日	61,400円	81,200円	107,600円	250,200円
小ホール	入場料を徴収しない場合及び1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,800円	13,100円	16,500円	39,400円
		土曜日、日曜日及び休日	11,000円	14,200円	18,600円	43,800円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	11,700円	15,700円	19,800円	47,200円
		土曜日、日曜日及び休日	13,200円	17,000円	22,300円	52,500円

3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,700円	19,600円	24,700円	59,000円
	土曜日、日曜日及び休日	16,500円	21,300円	27,900円	65,700円
5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	19,600円	26,200円	33,000円	78,800円
	土曜日、日曜日及び休日	22,000円	28,400円	37,200円	87,600円

別表の1の表備考7中「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 その他の施設に係る料金

施設名	1時間当たりの料金	備考
ホワイエ1 (大ホール1階)	1,120円	ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日（午前9時から午後10時までをいう。以下同じ。）利用の場合は、10,190円とする。
ホワイエ2 (大ホール2階)	980円	ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、8,910円とする。
ホワイエ3 (小ホール1階)	740円	ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、6,730円とする。
ホワイエ4 (小ホール2階)	610円	ホール利用を伴わない利用に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、5,550円とする。
カギガタモール	1,380円	占有して利用する場合に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、10,760円とする。
中庭	400円	占有して利用する場合に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、3,640円とする。
キッズルーム	250円	占有して利用する場合に限り徴収する。 左記の料金にかかわらず、全日利用の場合は、2,270円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る

利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市中心市街地市民交流センター条例の一部を改正する 条例

白河市中心市街地市民交流センター条例（平成17年白河市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第13条第1項第1号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条、第18条関係）

施設		利用単位	使用料
会議室	小	1時間につき	100円
	中	1時間につき	200円
	大	1時間につき	300円
ギャラリー	小	1時間につき	100円
	中	1時間につき	200円
	大	1時間につき	300円
和室		1時間につき	100円
調理実習室		1時間につき	200円
地下エントランスホール		1時間につき	710円
地下多目的スペース		1時間につき	200円
1階エントランスホール		1時間につき	400円
2階多目的スペース	A	1時間につき	100円
	B	1時間につき	100円
カフェスペース		1月につき	4,100円
チャレンジショップ	A	1月につき	19,200円
	B	1月につき	7,000円
フリーマーケットボックス		1月につき	500円
テナントブース	1	1月につき	33,400円
	2、5、9	1月につき	7,000円
	3	1月につき	30,000円
	4	1月につき	24,300円
	6、8	1月につき	9,000円
	7	1月につき	11,300円
	10	1月につき	47,000円

別表備考第5項を同表備考第7項とし、同表備考第4項中「会議室、ギャラリー、和室、多目的スペース又は調理実習室」を「前項の施設」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「多目的スペース又は調理実習室」を「調理実習室、地下エントランス

ホール、地下多目的スペース、1階エントランスホール又は2階多目的スペース」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項の次に次の2項を加える。

3 カフェスペース、チャレンジショップ及びテナントブースの利用に係る光熱水費については、別に定めるものとする。

4 地下エントランスホール、地下多目的スペース、1階エントランスホール及び2階多目的スペースの使用料は、占用して利用する場合に限り徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市旧脇本陣柳屋旅館建造物群条例の一部を改正する条例

白河市旧脇本陣柳屋旅館建造物群条例（平成30年白河市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更」を「次条第1項の許可を受けた場合は、午前8時から午後8時までと」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

第6条第1項中「を除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用料（1時間当たり）	
		午前10時から 午後4時まで	左記以外の時間
蔵座敷	和室1	300円	360円
	和室2	320円	380円
	玉座の間（北側庭園を含む。）	360円	430円
	全室（北側庭園を含む。）	680円	810円
東側庭園		410円	490円
蔵座敷全室（北側庭園を含む。）及び東側庭園		890円	1,060円

備考 利用者が、その利用に関し、入場者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴することをいう。）の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市斎場条例の一部を改正する条例

白河市斎場条例（平成17年白河市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第6条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	本市及び関係団体の 住民の使用料	本市及び関係団体の 住民以外の使用料
火葬炉	12歳以上	1体	25,000円	50,000円
	12歳未満	1体	17,500円	35,000円
	死産児	1胎	12,500円	25,000円
	胞衣産汚物	1胎	1,000円	2,000円
	人体の一部		12,500円	25,000円
霊安室		1回 (24時間以内)	2,750円	5,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市霊園条例の一部を改正する条例

白河市霊園条例（平成17年白河市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 墓所の区画は、次のとおりとする。

名称	1区画の面積
白河市羅漢山霊園	おおむね4平方メートル、6平方メートル及び10平方メートル
白河市大信青山墓地	6平方メートル
白河市東霊園	5平方メートル

第8条及び第9条を次のように改める。

（使用料）

第8条 墓所の使用料は、1平方メートル当たり50,000円とし、角地を利用する場合は、10パーセント増した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者が利用する場合の使用料は、前項に規定する使用料の50パーセント増した額とする。

- 3 使用料は、利用の許可をする際に徴収するものとする。

（管理手数料）

第9条 利用者は、環境の整備（各自が使用している墓所を除く。）その他維持管理に要する費用として、1区画につき2,420円の管理手数料を毎年度納入しなければならない。

- 2 年度の中途において利用の許可を受けた者のその年度の管理手数料は、次の各号に掲げる利用の許可を受けた日の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

- (1) 6月30日まで 2,420円
- (2) 7月1日から9月30日まで 1,810円
- (3) 10月1日から12月31日まで 1,210円
- (4) 1月1日から3月31日まで 600円

第11条中「墓所の利用者」を「利用者」に改める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白河市霊園条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第9条の規定は、施行日以後の利用に係る管理手数料について適用し、施行日前の利用に係る管理手数料については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の別表第3の備考1及び備考2の規定に基づき永代管理手数料を納入した者については、施行日以後新たに管理手数料を徴収しないものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、施行日前より白河市東霊園を利用している者における改正後の条例第9条の規定は、最後に管理手数料を納入した日から起算して10年を経過した日の翌年度以後に納入する管理手数料について適用する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市ゴルフ場条例の一部を改正する条例

白河市ゴルフ場条例(平成17年白河市条例第130号)の一部を次のように改正する。
別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ゴルフコース(1名につき18ホールまでの場合)

区分			使用料
セルフ	3・4バック	休日	11,000円
		平日	8,000円
	2バック	休日	13,000円
		平日	9,000円
キャディ付き	4バック	休日	15,000円
		平日	12,000円
	3バック	休日	16,000円
		平日	13,000円
	2バック	休日	18,000円
		平日	15,000円

別表の1の表備考2中「2,570円」を「3,000円」に、「3,600円」を「4,000円」に改める。

別表の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 宿泊施設(1泊1部屋1人当たり)

区分		使用料
Aタイプ	1名で利用	10,000円
	2名で利用	6,000円
Bタイプ	3名～6名で利用	6,000円

別表の3の表備考1中「一般的なツインルームであり、エキストラベッドを搬入することにより、3名が利用可能な形態をいう」を「ツインルームである」に改め、同表備考2中「4名から7名」を「大部屋であり、3名から6名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理 に関する条例

(白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年白河市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「、第18条並びに第29条第1項」を「並びに第18条」に改め、「、給与条例第29条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と」を削る。

(白河市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 白河市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年白河市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 白河市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年白河市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(白河市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 白河市職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年白河市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

(白河市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 白河市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年白河市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)第12条に規定する通勤手当に相当する額、同条例第15条に規定する超過勤務手当に相当する額及び同条例第16条に規定する休日給に相当する額を除く。))」を加える。

(白河市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 白河市職員の育児休業等に関する条例(平成17年白河市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第17条の表中「並びに第29条第1項」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表家庭児童相談員の項、社会教育指導員の項、障害児保育指導員の項、老人施設入所判定員の項、高齢者相談員の項及び教育事務評価検証委員の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（白河市行政連絡員の報酬に関する条例の廃止）
- 2 白河市行政連絡員の報酬に関する条例（平成17年白河市条例第40号）は、廃止する。
（白河市交通教育専門員設置条例の一部改正）
- 3 白河市交通教育専門員設置条例（平成17年白河市条例第95号）の一部を次のように改正する。
第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。
（白河市少年センター条例の一部改正）
- 4 白河市少年センター条例（平成17年白河市条例第160号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項を削る。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第14条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第15条—第22条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、超過勤務手当、休日給及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与に含まれないものとする。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の程度に基づいて別表第1に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表のとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者が決定する。

(号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給方法)

第7条 白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第8条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(超過勤務手当)

第9条 給与条例第15条第1項、第3項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(休日給)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(給与の端数計算)

第11条 給与条例第19条第1項の規定は、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算出する場合において準用する。

2 給与条例第19条第2項の規定は、第9条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給の額を算出する場合において準用する。

(期末手当)

第12条 給与条例第21条（第1項後段を除く。）から第21条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額)

第13条 第9条の規定により準用する給与条例第15条及び第10条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1時間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与 （報酬）

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年白河市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1日につき基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1時間につき基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

（超過勤務に係る報酬）

第16条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間に勤務をした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当た

りの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務にかかる報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務をしたもののうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 次の各号に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第17条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（報酬の端数計算）

第18条 給与条例第19条第1項の規定は、第22条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算出する場合において準用する。

2 給与条例第19条第2項の規定は、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算出する場合において準用する。

（期末手当）

第19条 給与条例第21条（第1項後段を除く。）から第21条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分に満たない者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。ただし、給与条例第21条第2項の規定は、その1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であり、かつ、31時間以下の者にあつては、同条例第21条第3項に定める再任用職員の適用の例による。

2 前項の場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第11項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

3 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給方法）

第20条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第21条 第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイ

ム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第22条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給については、給与条例第12条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、白河市職員等の旅費に関する条例（平成17年白河市条例第48号）の例による。

第5章 雑則

(フルタイム会計年度任用職員の給与からの控除)

第25条 法第25条第2項の規定により、フルタイム会計年度任用職員に支給すべき給与から控除することができるものは、次のとおりとする。

(1) 法第53条の規定により登録を受けた職員団体がその運営のためフルタイム会計年度任用職員から徴収する経費

(2) 前号の職員団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費

(3) 福島県市町村職員共済組合の貸付金の償還金及び貯金積立金

(休職者の給与)

第26条 休職期間中の会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(会計年度技能労務職員の給与の種類、基準、支給方法等)

第27条 会計年度技能労務職員の給与の種類については、会計年度任用職員に準ずるものとし、その給与の基準及び支給方法等については、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者との権衡、その職務の特殊性等を考慮して規則で定める。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の募集その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(期末手当の経過措置)

3 第12条第1項及び第19条第1項の規定により準用する給与条例第21条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の100」とする。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

4 この条例の施行の日の前日において、白河市嘱託職員の雇用に関する規程(平成17年白河市訓令第18号)及び白河市教育委員会嘱託職員の雇用に関する規程(平成17年白河市教育委員会訓令第8号)に規定する嘱託職員として任用されていた者に係る令和元年12月2日以後当該日まで引き続いた当該職としての在職期間については、第12条第1項及び第19条第1項の規定により準用する給与条例第21条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

5 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

第29条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与については、別に条例で定める。

(白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

6 白河市職員の退職手当支給に関する条例(平成17年白河市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中「採用された者を除く。）」の次に「及び白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年白河市条例第 号)第2条第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員」を加える。

(白河市消費生活センター条例の一部改正)

7 白河市消費生活センター条例（平成29年白河市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の」を「第22条の2第1項に掲げる」に改める。

第7条から第10条までを削り、第11条を第7条とし、第12条から第14条までを4条ずつ繰り上げる。

別表第1（第4条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	149,300	199,900
2	150,400	201,700
3	151,600	203,500
4	152,700	205,200
5	153,900	206,800
6	155,100	208,600
7	156,200	210,200
8	157,300	211,900
9	158,400	213,500
10	159,700	215,300
11	161,000	217,000
12	162,400	218,800
13	163,800	220,300
14	165,300	222,200
15	166,700	223,900
16	168,300	225,600
17	169,700	227,400
18	171,200	229,100
19	172,700	230,800
20	174,200	232,400
21	175,700	233,900
22	178,300	235,500
23	180,900	237,100
24	183,600	238,600
25	186,500	240,100
26	188,100	241,700
27	189,900	243,100
28	191,600	244,300
29	193,100	245,500
30	194,800	246,600

3 1	1 9 6, 6 0 0	2 4 7, 8 0 0
3 2	1 9 8, 1 0 0	2 4 9, 0 0 0
3 3	1 9 9, 8 0 0	2 5 0, 3 0 0
3 4	2 0 1, 3 0 0	2 5 1, 6 0 0
3 5	2 0 2, 7 0 0	2 5 2, 8 0 0
3 6	2 0 4, 0 0 0	2 5 3, 9 0 0
3 7	2 0 5, 3 0 0	2 5 4, 8 0 0
3 8	2 0 6, 7 0 0	2 5 6, 3 0 0
3 9	2 0 7, 8 0 0	2 5 7, 7 0 0
4 0	2 0 9, 0 0 0	2 5 9, 1 0 0
4 1	2 1 0, 5 0 0	2 6 0, 4 0 0
4 2	2 1 1, 7 0 0	2 6 1, 8 0 0
4 3	2 1 3, 0 0 0	2 6 3, 2 0 0
4 4	2 1 4, 3 0 0	2 6 4, 5 0 0
4 5	2 1 5, 4 0 0	2 6 5, 5 0 0
4 6	2 1 6, 7 0 0	2 6 6, 9 0 0
4 7	2 1 8, 0 0 0	2 6 8, 3 0 0
4 8	2 1 9, 3 0 0	2 6 9, 5 0 0
4 9	2 2 0, 5 0 0	2 7 0, 6 0 0
5 0	2 2 1, 6 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 1	2 2 2, 6 0 0	2 7 3, 0 0 0
5 2	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 3 0 0
5 3	2 2 4, 9 0 0	2 7 5, 4 0 0
5 4	2 2 5, 9 0 0	2 7 6, 6 0 0
5 5	2 2 6, 7 0 0	2 7 7, 9 0 0
5 6	2 2 7, 6 0 0	2 7 9, 2 0 0
5 7	2 2 8, 4 0 0	2 8 0, 3 0 0
5 8	2 2 9, 3 0 0	2 8 1, 4 0 0
5 9	2 3 0, 1 0 0	2 8 2, 5 0 0
6 0	2 3 0, 9 0 0	2 8 3, 5 0 0
6 1	2 3 1, 5 0 0	2 8 4, 5 0 0
6 2	2 3 2, 4 0 0	2 8 5, 5 0 0
6 3	2 3 3, 3 0 0	2 8 6, 5 0 0
6 4	2 3 4, 2 0 0	2 8 7, 5 0 0
6 5	2 3 5, 0 0 0	2 8 8, 3 0 0
6 6	2 3 5, 9 0 0	2 8 9, 2 0 0
6 7	2 3 6, 7 0 0	2 9 0, 1 0 0
6 8	2 3 7, 5 0 0	2 9 1, 0 0 0
6 9	2 3 8, 1 0 0	2 9 1, 7 0 0
7 0	2 3 8, 9 0 0	2 9 2, 4 0 0

7 1	2 3 9, 6 0 0	2 9 3, 2 0 0
7 2	2 4 0, 2 0 0	2 9 4, 1 0 0
7 3	2 4 0, 9 0 0	2 9 5, 0 0 0
7 4	2 4 1, 6 0 0	2 9 5, 5 0 0
7 5	2 4 2, 3 0 0	2 9 5, 9 0 0
7 6	2 4 2, 9 0 0	2 9 6, 3 0 0
7 7	2 4 3, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0
7 8	2 4 4, 1 0 0	2 9 6, 9 0 0
7 9	2 4 4, 9 0 0	2 9 7, 3 0 0
8 0	2 4 5, 5 0 0	2 9 7, 6 0 0
8 1	2 4 6, 1 0 0	2 9 7, 8 0 0
8 2	2 4 6, 8 0 0	2 9 8, 1 0 0
8 3	2 4 7, 5 0 0	2 9 8, 4 0 0
8 4	2 4 8, 2 0 0	2 9 8, 7 0 0
8 5	2 4 8, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0
8 6	2 4 9, 5 0 0	2 9 9, 3 0 0
8 7	2 5 0, 2 0 0	2 9 9, 6 0 0
8 8	2 5 0, 9 0 0	3 0 0, 0 0 0
8 9	2 5 1, 6 0 0	3 0 0, 3 0 0
9 0	2 5 2, 1 0 0	3 0 0, 6 0 0
9 1	2 5 2, 5 0 0	3 0 1, 0 0 0
9 2	2 5 3, 0 0 0	3 0 1, 3 0 0
9 3	2 5 3, 3 0 0	3 0 1, 5 0 0
9 4		3 0 1, 8 0 0
9 5		3 0 2, 2 0 0
9 6		3 0 2, 6 0 0
9 7		3 0 2, 8 0 0
9 8		3 0 3, 1 0 0
9 9		3 0 3, 4 0 0
1 0 0		3 0 3, 8 0 0
1 0 1		3 0 4, 0 0 0
1 0 2		3 0 4, 4 0 0
1 0 3		3 0 4, 8 0 0
1 0 4		3 0 5, 1 0 0
1 0 5		3 0 5, 3 0 0
1 0 6		3 0 5, 6 0 0
1 0 7		3 0 6, 0 0 0
1 0 8		3 0 6, 3 0 0
1 0 9		3 0 6, 5 0 0
1 1 0		3 0 6, 9 0 0

1 1 1		3 0 7, 3 0 0
1 1 2		3 0 7, 6 0 0
1 1 3		3 0 7, 7 0 0
1 1 4		3 0 8, 1 0 0
1 1 5		3 0 8, 3 0 0
1 1 6		3 0 8, 7 0 0
1 1 7		3 0 8, 9 0 0
1 1 8		3 0 9, 1 0 0
1 1 9		3 0 9, 4 0 0
1 2 0		3 0 9, 6 0 0
1 2 1		3 0 9, 9 0 0
1 2 2		3 1 0, 2 0 0
1 2 3		3 1 0, 5 0 0
1 2 4		3 1 0, 8 0 0
1 2 5		3 1 1, 1 0 0

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	2 級の職務以外の職務
2 級	主任の職務

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育み、受け継いできました。しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を自由に使用する環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を広く普及し、手話による意思疎通をしやすい環境を整備することが求められています。

このため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、ろう者が手話をしやすい環境づくりを推進することにより、互いが支え合いながら安心して暮らすことができる社会を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）に関して基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者、ろう者等の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(ろう者等の役割)

第7条 ろう者、ろう者の団体、手話通訳者及び手話奉仕員は、市民の手話の普及等に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の普及等に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び情報の取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成及び手話通訳環境の充実に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、ろう者の団体、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及等)

第10条 市は、学校教育における手話の普及等を図るために、児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及等)

第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第13条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第15条 市は、聴覚障がい特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等により、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第162号

白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例

白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年白河市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市下水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業として、公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の経営規模は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業の経営規模 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により認可を受けた事業計画において定める処理区域、管渠、処理施設及び計画処理人口
- (2) 農業集落排水事業の経営規模 白河市農業集落排水施設条例(平成17年白河市条例第150号)第3条に規定する排水施設及び当該処理区域
- (3) 特定地域生活排水処理事業の経営規模 白河市特定地域生活排水処理施設条例(平成17年白河市条例第151号)第3条に規定する整備対象区域

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200

万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(白河市特別会計条例の一部改正)

2 白河市特別会計条例(平成17年白河市条例第50号)の一部を次のように改正する。
第1条第4号から第6号までを削り、同条中第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げる。

第3条中「第7号」を「第4号」に改める。

(白河市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の白河市特別会計条例(以下「改正前の条例」という。)第1条第4号から第6号までに掲げる特別会計における令和元年度の収入及び支出並びに同年度決算については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日の前日までに発生した改正前の条例第1条第4号から第6号までに掲げる特別会計に属する債権及び債務は、全て白河市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第164号

白河市浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例

白河市浄化槽の整備に関する条例（平成17年白河市条例第151号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白河市特定地域生活排水処理施設条例

第8条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 申請者は、分担金を浄化槽設置工事着手前に一括して納入するものとする。
- 4 分担金の納入後受益者が浄化槽の使用を休止、又は廃止しても既に納入済の分担金は返還しないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

ひがし保育園建設事業建築工事請負契約について

市は、次のとおりひがし保育園建設事業建築工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 ひがし保育園建設事業建築工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和2年12月25日まで
- 3 契約金額 321,200,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市白坂愛宕山73番地2
株式会社松本工務店
代表取締役 松 本 義 則

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

小田川市民センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
小田川市民センター	白河市泉田大久保88番地

2 指定管理者

所在地

白河市泉田大久保88番地

団体名及び代表者名

小田川市民センター利用者協議会

会長 星 嘉 一

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

東直売所「ふれあいの里」の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
東直売所「ふれあいの里」	白河市東釜子字枇杷山66番地

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字枇杷山66番地

団体名及び代表者名

東産直の会企業組合

代表理事 吉田洋

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

産業プラザの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
産業支援センター	白河市道場小路96番地5
人材育成センター	白河市中田140番地

2 指定管理者

所在地

白河市道場小路96番地5

団体名及び代表者名

一般社団法人産業サポート白河

代表理事 加藤和明

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
聖ヶ岩ふるさとの森	白河市大信隈戸地内 国有林57及び59林班地内

2 指定管理者

所在地

白河市大信隈戸字仙久内屋敷15番地

団体名及び代表者名

聖ヶ岩ふるさとの森を守る会

会長 満山和郎

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市白河ゴルフ倶楽部の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市白河ゴルフ倶楽部	白河市大信隈戸字午房沢地内

2 指定管理者

所在地

白河市大信隈戸字午房沢1番地14

団体名及び代表者名

NPO法人白河ゴルフ倶楽部

理事長 鈴木進一郎

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第172号

きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
きつねうち温泉健康館	白河市東釜子字狐内47番地
白河市東交流宿泊館	

2 指定管理者

所在地

白河市東釜子字狐内47番地

団体名及び代表者名

株式会社ひがし振興公社

代表取締役 圓谷光昭

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

南湖公園翠楽苑の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
南湖公園翠楽苑	白河市五郎窪山45番地1

2 指定管理者

所在地

白河市郭内1番地2

団体名及び代表者名

公益財団法人白河観光物産協会

理事長 和 知 繁 藏

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河文化交流館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河文化交流館	白河市会津町1番地17

2 指定管理者

所在地

白河市会津町1番地17

団体名及び代表者名

特定非営利活動法人カルチャーネットワーク

理事長 瀬戸安夫

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市武道館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市武道館	白河市向新蔵125番地2

2 指定管理者

所在地

白河市向新蔵125番地2

団体名及び代表者名

白河市武道館利用者協議会

会長 佐藤明男

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市市民体育館の指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる施設		指定管理者	指定期間
名称	白河第一市民体育館	白河市追廻70番地1	令和2年4月1日 から令和5年 3月31日まで
位置	白河市追廻70番地1	スポーツクラブ仲間 会長 芝澤昌子	
名称	白河第二市民体育館	白河市立石山3番地	令和2年4月1日 から令和5年 3月31日まで
位置	白河市立石山3番地	21'スポーツクラブinしらかわ 会長 渡部冬子	
名称	白河第三市民体育館	白河市明戸102番地1	令和2年4月1日 から令和5年 3月31日まで
位置	白河市明戸102番地 1	あけどスポーツクラブ 会長 齋藤真人	
名称	関辺市民体育館	白河市関辺松並32番地1	令和2年4月1日 から令和5年 3月31日まで
位置	白河市関辺松並32番 地1	関山スポーツクラブ 会長 小林兵吉	
名称	大沼市民体育館	白河市久田野城内32番地	令和2年4月1日 から令和5年 3月31日まで
位置	白河市久田野城内32 番地	大沼ふれあいスポーツクラブ 会長 渡邊正紘	

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第4号 損害賠償について

令和元年12月6日提出

白河市長 鈴木和夫

